

## 市民の声（10月分）

<b>意見 26</b>	R7. 10. 10 娘が東京都・千葉（袖ヶ浦）にそれぞれ住んでいます。出産にあたり、無痛分娩の補助金や陣痛タクシー（通院にも適用）、赤ちゃんファーストギフト（10万円相当のカタログ）など、東京は子育て、出産に力を入れていることがわかりました。袖ヶ浦にもガウラパママ応援ギフトやちょいそこガウラという制度やサービスがありますが、東京のような制度や家族応援のものがさらに充実するとういなと感じました。 市内に産院がないのも、大変さを見ていて感じました。市街にはなってしまいますが、ちょいそこガウラが産院だけでも対応していると利用しやすそうです。 官民で作るジモティースポットを市内に作って欲しいです。千葉市内では、2箇所に増やしています。 平成通りの道路が凸凹していたり、ゴルフボール強サイズの穴があいているので、直してください。 ご検討をお願いします。
<b>回答</b>	R7. 11. 18 子育て支援課、企画政策課、廃棄物対策課、土木管理課 日頃より、市行政に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。 今回、ご提言いただきました内容について、回答いたします。 初めに、妊娠・出産への支援についてですが、本市では、全国的にも早い段階から、妊娠・出産から子育てまでを切れ目なく支援するため、専門職（保健師、助産師及び社会福祉士など）が妊産婦や子育て世帯の不安や悩みに寄り添い、安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいます。 また、経済的支援として妊婦向けの支援給付金（10万円）の支給や、育児や家事の負担軽減のための産前・産後ヘルパー派遣事業など様々な支援を実施しているところであり、現在、東京都が実施している無痛分娩の費用助成や赤ちゃんファーストギフトについては、導入を検討しておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。 また、「ちょいそこがうら」につきましては、市内を運行する公共交通として位置付けており、市外への移動はバスや鉄道などの幹線交通をご利用いただきたく、現時点で産院を含めた市外への運行は予定しておりません。 次に、ジモティースポットの誘致についてですが、ジモティースポットは現在、県内では千葉市内に2か所、船橋市内に1か所の計3か所に開設されておりますことは承知しております。今後、このような官民連携の取組については重要であると考えておりますが、企業活動における出店基準等も考慮する必要があるため、先進自治体での取り組み状況などと併せて情報収集を行いながら、調査研究をしております。 なお、本市ではリユース活動の一環として、子ども服や大型ベビー用品、絵本、市内幼稚園等の制服を、市民の皆様から寄贈していただき、希望者に無償で提供する「ガウラの古着屋さん」を年3回実施しております。子育て世代は様々な出費が多いことから、このイベントを通じて子ども服等を再利用していただくことで、リユースの促進と家計の負担軽減につながるものと考えておりますので、ご活用いただければ幸いです。

	<p>最後に、ご要望のありました、平成通りの凸凹及び、ゴルフボール強の穴の修理についてですが、今回、平成通りの路面の調査を行い、緊急性の高い箇所につきましては早急に補修を実施いたしました。</p> <p>市といたしましても、引き続き路面状況の確認を行ってまいります。</p> <p>また、お気付きの場所がございましたら、直接土木管理課へ連絡下さいますようお願い致します。</p> <p>この度は貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。</p>
<p><b>意見 27</b></p>	<p>R7. 10. 24</p> <p>いつもお世話になっております。</p> <p>袖ヶ浦市内の認可保育園に2歳の子どもを通わせている保護者です。</p> <p>無償化制度について、誕生日の違いで保育料を支払う期間に大きな差が出る現状に不公平を感じています。</p> <p>例えば、私の子は4月17日生まれで、同じ学年の子どもたちと同じように保育園に通っているのに、たった数日の誕生日の違いで、無償化の開始が1年遅れになります。</p> <p>早生まれの子はすぐに無償化が始まり、4月生まれの子は長く保育料を支払う仕組みは、どう考えても公平ではありません。</p> <p>3月生まれの子と比べたら40万以上多く支払っていることになります。</p> <p>「年度単位の制度だから」という説明は理解していますが、実際に生活に影響が出ているのは私たち保護者です。</p> <p>4月に生まれてしまったから仕方ないと思うしかないのでしょうか？</p> <p>国や他自治体のように、「満3歳の誕生日を迎えた翌月から無償化」など、柔軟な制度への見直しをぜひ検討していただきたいです。</p> <p>子育て世帯にとって経済的負担が軽くなるよう、現場の声に耳を傾けてもらえることを願っています。</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>R7. 11. 18 保育幼稚園課</p> <p>日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>このたびいただきましたご意見につきましてご回答いたします。</p> <p>ご意見にございます幼児教育・保育の無償化にかかる対象期間につきましては、利用する施設によって異なっております。</p> <p>初めに、保育所や認定こども園の保育所部分などに通うお子様につきましては、満3歳を迎えて最初の4月1日から小学校入学前までの3年間（36か月）において利用料が無償となります。</p> <p>例えば、令和5年4月生まれのお子様の場合、令和8年4月に満3歳となり、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間（36か月間）、令和6年3月生まれの早生まれとなるお子様の場合では、令和9年3月に満3歳となり、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間（36か月間）の利用料が無償となります。</p> <p>このように、同学年となるお子様は、どちらも3年間（36か月間）の利用料が無償となります。</p> <p>次に、幼稚園や認定こども園の教育部分などに通うお子様の利用料につきましては、一般的に満3歳からの利用が可能な施設であることから、満3歳を迎えた翌月以降、</p>

お子様が通い始めたときから小学校入学前までの間を無償としております。

本市におけるこうした幼児教育・保育の無償化に関する期間の取扱は、国の取扱に準じており、近隣市をはじめ多くの自治体でも同様であるものと認識しております。また、無償化の対象期間前にあたる3歳未満のお子様につきましては、それぞれ預け始める時点が異なるため、預ける期間に応じた保育料をご負担していただくことで公平性を確保しております。

このたびいただきましたご意見は、子育て世帯における経済的負担の軽減を望む声であると受け止めておりますが、本市の保育料は国の定める水準よりも低く設定しており、近隣市と比較してもほとんどの階層において低くなるよう配慮しておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

このたびは、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。